○農林水産省告示第四百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県庄原市西城町小鳥原字小坪五〇九五の一八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県安芸郡北川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字長野字湯尻二四四五の一・字地境二五一九の一・大字河陽字猿渡六〇〇五の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県妙高市大字猿橋字寺屋敷一五四七の一・一五四七の五・一五四九の丑一・字外之田一五五一の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県南魚沼市深沢字浦ノ山九七三の六（次の図に示す部分に限る。）、九七三の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県養父市大屋町明延字大銅三二一の一三、三二一の一四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県気仙沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県東松島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県東松島市大塚字長浜一六二の一〇（国有林）

二　保安林として指定された目的　名所又は旧跡の風致の保存

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市花山字本沢温湯一九の一五・一九の一六・一九の二四・一九の三八（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・一九の一一から一九の一三まで・一九の一七から一九の二三まで・一九の二六から一九の三〇まで・一九の三三から一九の三六まで・一九の四〇・二〇の二・二〇の一一から二〇の一四まで（以上二十六筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県上野原市上野原字梨久保三一五〇（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県福山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　公衆の保健

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県広島市安芸区上瀬野町字丸岩山一〇四五一の二・一〇四五一の三（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため